

青森・岩手県境の汚染拡散防止対策について

【平成15年度】

本県から岩手県に対し、分水嶺までの遮水壁の設置と汚染水（210 t / 日）の共同処理を提案

岩手県が拒否、その後も具体的な汚染拡散防止対策案の提示なし。

本県では、やむなく、岩手県側からの流入を防止するために、県境に防水性のある遮水壁を設置するとともに、青森県エリアのみの処理能力（150 t / 日）の浸出水処理施設を設置する計画を、環境省に提出した。

（技術部会の報告）

両県合同の「技術部会」の報告書（平成15年6月）で、岩手県側の汚染拡散防止対策として、青森県側へ汚染水が流出することが懸念されていた。

環境省の調整により、岩手県が青森県側へ汚染水を流出させない対策をとるという約束をしたことから、本県では県境部の遮水壁設置を取りやめた。（浸出水処理施設の処理能力は150 t / 日のままとした。）

【平成16年度】

岩手県は、環境省の調整により実施を約束した県境部の土留工等について、不要であるとの提案を同県の原状回復協議会に提案し、了承された。

本県では浸出水処理施設工事着工済みであり、処理能力に不足分（60 t / 日）が生じた。

-
- ・岩手県に対し、そのための対策の実施を強く要望
 - ・環境省に対し、調整を要請

【平成17年度】

岩手県の原状回復協議会は、従前の方針を改めた上で撤回（岩手県は青森県側に汚染水が流出することを認めた）し、本県が主張してきた県境部分の遮水壁設置は必要であることを了承した。

本県の原状回復対策推進協議会は、岩手県の改善策に対し、安全性確保のための条件を課した上で了承した。

以上のように、本県は一貫して環境保全（汚染拡散防止対策）に適切な対策を講じてきた。今後ともこの姿勢を堅持しながら、原状回復対策を進めることとしています。

岩手県側から青森県側へ流入する汚染水に関する調査の経緯

1. 汚染拡散状況等調査

岩手県側から青森県側に一日約60トンの地下水が流入しているとの推定結果を報告。

（14年12月第2回技術部会資料、17年2月青森県第7回原状回復対策推進協議会資料）

2. トレーサー試験

17年8月から、岩手県側から青森県側への地下水の流入を実証するため、さらに詳細な試験であるトレーサー試験を行い、その結果について今回2/18（土）開催の協議会で中間報告する。